

○議長（古沢時衛） 飯田満君

〔飯田 満議員登壇〕

○飯田 満 議員 日本維新の会の飯田満でございます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となりました議員提出第2号議案「神奈川県議会議員の定数、選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案」に対して質問をさせていただきます。

同条例案の提出に至る経過として、昨年4月10日に、第1回「議会改革検討会議」が開催され、12月19日までに計6回、そして、本年1月10日に「議員定数等検討委員会」が設置され、2月25日までに計4回、検討会議と合わせて計10回にわたる議論が積み上げられてまいりました。

その間、私ども非交渉会派の意見を口頭と文書、2度にわたり聴取していただく機会を賜りましたことは、素直に感謝、敬意を表す次第であります。

しかし、これまで日本維新の会として意見を申し述べさせていただいてまいりましたが、議員総定数を検討するに当たり、その基礎的基準となる人口は、直近の国勢調査確報値とし、議員総定数の基準となる考えを人口比とした上で、現在の総定数107、結果として、人口8万4,563人に、県議会議員1となっている総定数を、おおむね人口10万人に対し、県議会議員を1とする議員総定数に改めるべきと主張してまいりました。すなわち、国勢調査に基づく現行の議員の議員総定数107を17減とし、議員総定数を90とするものであります。

さて、このたびの条例案では、現行の総定数107を横浜市青葉区で1減、川崎市川崎区で1減、合わせて2減の105とすることとされ、その結果、県議会議員1人当たり、人口8万6,174人にはなるものの、我が日本維新の会が主張するおおむね人口10万人に県議会議員1とするにはほど遠い数字であります。

東京都や大阪府では、10万人に1人の代表率を実施及び条例改正しており、今条例案における削減幅では賛成しかねます。

そこで、提出者にお伺いいたします。

今条例案の提出者の会派においては、今条例案における削減数より、さらなる削減数を主張された会派も散見されます。なぜゆえにそのような主要会派が105で合意に至ったのか、その理由をお聞かせいただきます。

また、議員総定数を105とした理由につきましては、先ほど他の会派からの質問がありましたので、こちらの答弁は結構であります。

今改正案で県民の県議会議員定数に対する評価をどのように想定されておられるか、伺いたいと思います。

次に、人口代表率についてお伺いいたします。

地方分権改革、そして地域主権改革において、地方議会はその推進役として、その機能強化が強く打ち出されております。また、道州制議論の今後の進展などもあわせ考えると、

地方行政、議会を取り巻く環境はさらに大きく変容していくことが予想されますことから、これら諸改革の具体化に伴う、地方議会・議員の機能と職責はより強まり、その重要性も一層高まっていくものと考えます。

そのため、我々議会は不断の努力とたゆまぬ改革心を持って臨んでいかなければならないと考えます。

神奈川県議会では、これまでも真摯に、かつ積極的に議会改革に取り組んできたところではありますが、もってなお、県民の中には議会、議員に対する厳しい目が厳然としてあるものと認識しております。

これまでの議会改革の取り組み、効果は必ずしも県民の皆様に理解されるに至っていない現状、ひいては、そこに起因する議員定数の削減をという県民の意思に対しては、議会として真摯に向き合わなければならないということは言うまでもありません。

多様化する県民の声を十二分に反映し得る議会組織へと適正規模化を図るという視点に加え、議会運営上の面において、また、運営コスト面からもより効率的な議会への転換を図るという視点を持って取り組むべきであり、それらを基本的な考えとして持っております。

そこで、提案者に伺います。

今条例案による議員総定数は、現行の107から105の2減であります。人口代表率は8万6,174人に県議会議員1人という計算になりますが、この人口率の妥当性について提案者の見解を伺います。

あわせて、今期改選前の同条例案での議論では、平成22年国勢調査の速報値が2月25日と統一地方選挙直前であり、20年に一度、国勢調査と統一地方選挙が重なる特別な年であったことを百歩譲って理解したとしても、今期は年月が十分にとれ、前期の議論の継続、各会派が主張されてきた議員定数の大幅な改革が実現できた千載一遇のチャンスだったと考えますが、提案者の見解を伺います。

これで、私は1回目の質問を終わらせていただきますが、答弁によっては再質問させていただきます。

〔塩坂源一郎議員発言の許可を求む〕

○議長（古沢時衛） 塩坂源一郎君

〔塩坂源一郎議員登壇〕

○塩坂源一郎議員 飯田議員の質問に順次お答えしていきたいと思っております。

主要会派105で合意に至った理由につきましては、さまざまな今回の検討に当たっては、その出発点において、各会派、本当に多くの意見があったところであります。現状維持から大幅削減まで、意見があったことは本当の事実であります。

しかし、「議会改革検討会議」で、先ほども質問者からありましたとおり、多くの議論を重ね、また「議員定数等検討委員会」における1年数カ月に及ぶ検討を経て議論を深め、本日上程された条例案が提案5会派の現時点における一致した意見であります。

次に、定数を105とした理由については、これは参考までにお答えしたいと思いますけれども、今回の条例案に向けた検討においては、初めに数ありきという定数検討をやめ、有識者への意見聴取など、専門的な知見も得た上で、総定数の検討に当たりましては、議会の機能強化に取り組むための議会改革の視点によることといたしました。

その上で、議会において、専門的な審議・審査を担っている常任委員会の委員会数や委員数に基づき総定数を算出すべきという考え方にに基づき、最終的に総定数を105との結論に達したものであります。

次に、県民の評価の予測についてであります。今回の改正案を提案するに当たりましては、県議会や議員の果たすべき役割について、また、議員定数や選挙区はどのようにあるべきかという議論をしっかりと行い、議会改革検討会議、議員定数等検討委員会の二つの報告に取りまとめたところであります。

その上で、現時点において、最大限可能である総定数の2減を含む条例案を提案いたしました。選挙制度の基礎である県の人口がふえ続けている中で、あえて定数を削減するためには、議会制民主主義を体現する議員として、それを正当化する考え方や根拠がなければなりません。また、そうでなければ、県民に対して無責任であるとのそしりは免れません。

こうした意味において、私たちは県議会の一員としてしっかりと責任を果たしたものと考えております。それに対する県民の皆様の評価につきましては、謙虚に受けとめたいと思っておりますが、必ずや16年ぶりに定数を削減したことにご理解をいただけるものと考えております。

次に、人口代表率の妥当性についてであります。

人口代表率では、現在、既に制度を異にする東京都を除き、施行済みの条例としては、全国都道府県議会第1位であり、なおかつ、選挙制度の基礎である県の人口がふえ続けている中で減員しようという提案であること、全国の平均が5万人を割り込んでいることを踏まえると、人口代表率が低いとは言えません。

横浜市や川崎市も議員1人当たりの人口が5万人以下であることから、相対的にはほぼ8万6,000人という人口代表率はむしろ高いわけで、さまざまな考え方、意見はあるものの、県議会議員の代表率としては十分なものと考えております。

最後に、今回の議員定数、総定数の大幅な改革が実現できたチャンスだったという問いについてお答えしたいと思います。

重ねて申し上げますが、議会改革検討会議及び議員定数等検討委員会における1年数カ月間に及ぶ協議を通じて、県議会の議員定数とは何か、選挙区とはどのようにあるべきかという基本的なテーマについてしっかりと議論を積み上げた結果、先ほど述べましたとおり、さまざまな意見がありましたが、5会派の結論として提案をいたしました。

そして、今回の条例案に向けた検討においては、初めに数ありきという定数検討をやめ、有識者への意見聴取など、専門的な知見も得た上で、総定数の検討に当たっては、議会の

機能強化に取り組むための議会改革の視点によることとしたものであります。しっかりと理念に裏づけられた定数検討の結果であり、県議会の一員として、16年ぶりに定数を削減するという歴史的な成果であると受けとめております。

ぜひ、飯田議員におかれましても、定数を削減するこの案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

答弁は以上です。

〔飯田 満議員発言の許可を求む〕

○議長(古沢時衛) 飯田満君。

○飯田 満議員 答弁いただきまして、ありがとうございます。

最後に、ご賛同いただけるようにということでもありますけれども、最終的な結論という部分におきましては、今回の条例案と私どもの、先ほども申し上げましたけれども、17減の90という数字とはかけ離れておりますので、それについてはなかなか賛同できかねますということ、まずお伝えをさせていただきたいと思います。

それから、今回の条例案につきましては、1年間かけて議論されてきたということで、一定の結論だというふうに理解はしたいと思います。そこで、また、我々も政治家でありますので、言ったことに対しては、しっかりと責任を持っていくということを確認させていただきたいと思います。

それから、なぜゆえに、この定数ですけれども、105よりもさらなる削減数を主張されていた会派が105で合意に至ったのかという理由でありますけれども、ここについては、なかなかちょっと納得のし得る答弁ではなかったというふうに理解したいと思いますので、これについても、今後さらに議論を深めていきたいと思います。

それから、それ以降の質問に対する答弁でありますけれども、八つの常任委員会の設置、県行政の部局組織の体制に対応して、行政監視機能、また議会の常任委員会の中心主義という役割を果たしてきたということに関しましては、私は評価をしたいと思います。

しかしながら、この議員定数を結論づける根拠としては、県民の皆様に対して説明をするに当たっても、大変理解に苦しむところであります。明確な根拠というのは、この常任委員会、8委員会ということに対しては、ちょっと違うのではないのかというふうに思っております。

また、今期もいよいよ最終年度を迎えます。なぜゆえに今期がスタートした2年間、議員総定数に関する議論が行われなかったのか、私も一員として猛省するところではありますけれども、今条例案における定数2減、105人については、その妥当性の判断としても、県民に意見を聞く機会を設けてもよかったのではないのかというふうに考えております。

それから、総定数の妥当な議員の数でありますけれども、当事者であります県議会議員、また、その議員のみで決めるということについては、どうしても限界があるというふうにも考えます。議会の中で、次なる定数を議論するときにおいては、ぜひ議会の諮問機関と

して第三者機関を設置するなどして、外部の意見を聞きながら、議会の中でさらなる議論を深めていったほうが、私はよろしいのではないかと思います。

最後に、日本維新の会として、主張は17減の議員定数90でありますことを申し添えまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。